

区第2635号	第1種区画漁業	かき垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで	石巻市桃浦地先	次の点ア、イ、ウ、エ、オ、カ、キ、アの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 ア 緯度38° 23.71′, 経度141° 25.24′ の点 イ 緯度38° 23.64′, 経度141° 25.33′ の点 ウ 緯度38° 23.14′, 経度141° 24.66′ の点 エ 緯度38° 23.25′, 経度141° 24.53′ の点 オ 緯度38° 23.52′, 経度141° 24.60′ の点 カ 緯度38° 23.58′, 経度141° 24.69′ の点 キ 緯度38° 23.44′, 経度141° 24.87′ の点			平成25年9月1日から平成30年8月31日まで
区第2636号	第1種区画漁業	かき垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで	石巻市桃浦地先	次の点ア、イ、ウ、エ、アの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 ア 緯度38° 22.53′, 経度141° 23.59′ の点 イ 緯度38° 22.46′, 経度141° 23.63′ の点 ウ 緯度38° 22.32′, 経度141° 23.26′ の点 エ 緯度38° 22.39′, 経度141° 23.22′ の点	漁場エの位置に夜間識別可能な標識を設置しなければならない。(光達距離3キロ以上)		平成25年9月1日から平成30年8月31日まで
区第2637号	第1種区画漁業	かき垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで	石巻市折浜、蛤浜地先	次の点ア、イ、ウ、エ、オ、カ、キ、ク、アの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 ア 緯度38° 23.85′, 経度141° 24.38′ の点 イ 緯度38° 23.62′, 経度141° 24.66′ の点 ウ 緯度38° 23.54′, 経度141° 24.56′ の点 エ 緯度38° 23.21′, 経度141° 24.47′ の点 オ 緯度38° 22.83′, 経度141° 23.82′ の点 カ 緯度38° 23.01′, 経度141° 23.70′ の点 キ 緯度38° 23.32′, 経度141° 23.56′ の点 ク 緯度38° 23.56′, 経度141° 24.02′ の点		石巻市折浜、蛤浜	平成25年9月1日から平成30年8月31日まで
区第2638号	第1種区画漁業	わかめ養殖業 かき垂下式養殖業	9月1日から翌年5月31日まで 1月1日から12月31日まで	石巻市小竹浜地先	次の点ア、イ、ウ、エ、アの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 ア 緯度38° 23.06′, 経度141° 23.58′ の点 イ 緯度38° 22.68′, 経度141° 23.83′ の点 ウ 緯度38° 22.45′, 経度141° 23.18′ の点 エ 緯度38° 22.98′, 経度141° 22.88′ の点	漁場ウの位置に夜間識別可能な標識を設置しなければならない。(光達距離3キロ以上)	石巻市小竹浜、折浜、月浦、侍浜、荻浜地先	平成25年9月1日から平成30年8月31日まで
区第2639号	第1種区画漁業	こんぶ養殖業	10月1日から翌年8月31日まで	石巻市小竹浜地先	次の点ア、イ、ウ、エ、オ、アの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 ア 緯度38° 22.99′, 経度141° 22.57′ の点 イ 緯度38° 22.95′, 経度141° 22.59′ の点 ウ 緯度38° 22.93′, 経度141° 22.57′ の点 エ 緯度38° 22.92′, 経度141° 22.51′ の点 オ 緯度38° 22.98′, 経度141° 22.48′ の点		石巻市小竹浜	平成25年9月1日から平成30年8月31日まで
区第2640号	第1種区画漁業	こんぶ養殖業	10月1日から翌年8月31日まで	石巻市小竹浜地先	次の点ア、イ、ウ、エ、アの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 ア 緯度38° 23.04′, 経度141° 22.28′ の点 イ 緯度38° 23.01′, 経度141° 22.34′ の点 ウ 緯度38° 22.99′, 経度141° 22.32′ の点 エ 緯度38° 23.02′, 経度141° 22.26′ の点			平成25年9月1日から平成30年8月31日まで

区第2641号	第1種区画漁業	のり養殖業 かき垂下式養殖業	9月1日から翌年 5月31日まで 1月1日から12月 31日まで	石巻市佐須浜 地先	次の点ア、イ、ウ、エ、オ、カ、キ、ク、ケ、アの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 ア 緯度38° 23.98' , 経度141° 22.15' の点 イ 緯度38° 23.70' , 経度141° 22.05' の点 ウ 緯度38° 23.54' , 経度141° 22.03' の点 エ 緯度38° 23.43' , 経度141° 21.96' の点 オ 緯度38° 23.50' , 経度141° 21.76' の点 カ 緯度38° 24.13' , 経度141° 21.91' の点 キ 緯度38° 24.11' , 経度141° 22.05' の点 ク 緯度38° 24.07' , 経度141° 22.04' の点 ケ 緯度38° 24.05' , 経度141° 22.10' の点	漁場オ、カの位置に夜間識別可能な標識を設置しなければならない。(オのみ光達距離3キロメートル以上)	石巻市佐須浜	平成25年9月1日から 平成30年8月31日まで
区第2642号	第1種区画漁業	かき垂下式養殖業 わかめ養殖業	1月1日から12月 31日まで 9月1日から翌年 5月31日まで	石巻市沢田,折立 地先	次の点ア、イ、ウ、エ、オ、カ、キ、ク、ケ、コ、サ、シ、アの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 ア 緯度38° 26.12' , 経度141° 23.97' の点 イ 緯度38° 25.81' , 経度141° 23.89' の点 ウ 緯度38° 25.66' , 経度141° 23.42' の点 エ 緯度38° 25.59' , 経度141° 23.45' の点 オ 緯度38° 25.58' , 経度141° 23.41' の点 カ 緯度38° 25.85' , 経度141° 23.22' の点 キ 緯度38° 25.76' , 経度141° 22.98' の点 ク 緯度38° 25.73' , 経度141° 22.85' の点 ケ 緯度38° 25.91' , 経度141° 23.09' の点 コ 緯度38° 25.96' , 経度141° 23.04' の点 サ 緯度38° 26.11' , 経度141° 23.23' の点 シ 緯度38° 26.09' , 経度141° 23.72' の点		石巻市沢田, 流留, 折立	平成25年9月1日から 平成30年8月31日まで
区第2643号	第1種区画漁業	かき垂下式養殖業 わかめ養殖業	1月1日から12月 31日まで 9月1日から翌年 5月31日まで	石巻市流留 地先	次の点ア、イ、ウ、エ、オ、カ、キ、ク、ケ、コ、サ、アの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 ア 緯度38° 25.37' , 経度141° 22.80' の点 イ 緯度38° 25.37' , 経度141° 22.79' の点 ウ 緯度38° 25.41' , 経度141° 22.79' の点 エ 緯度38° 25.45' , 経度141° 22.76' の点 オ 緯度38° 25.52' , 経度141° 22.72' の点 カ 緯度38° 25.68' , 経度141° 22.74' の点 キ 緯度38° 25.68' , 経度141° 22.75' の点 ク 緯度38° 25.52' , 経度141° 22.74' の点 ケ 緯度38° 25.45' , 経度141° 22.77' の点 コ 緯度38° 25.41' , 経度141° 22.82' の点 サ 緯度38° 25.41' , 経度141° 22.81' の点			平成25年9月1日から 平成30年8月31日まで
区第2644号	第1種区画漁業	かき垂下式養殖業	1月1日から12月 31日まで	石巻市流留 沢田地先	次の点ア、イ、ウ、エ、オ、カ、キ、ク、アの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 ア 緯度38° 25.57' , 経度141° 22.77' の点 イ 緯度38° 25.65' , 経度141° 22.79' の点 ウ 緯度38° 25.70' , 経度141° 22.85' の点 エ 緯度38° 25.74' , 経度141° 23.00' の点 オ 緯度38° 25.82' , 経度141° 23.19' の点 カ 緯度38° 25.56' , 経度141° 23.38' の点 キ 緯度38° 25.52' , 経度141° 23.19' の点 ク 緯度38° 25.39' , 経度141° 22.91' の点			平成25年9月1日から 平成30年8月31日まで

区第2645号	第1種区画漁業	かき垂下式養殖業 わかめ養殖業	1月1日から12月31日まで 9月1日から翌年5月31日まで	石巻市佐須浜 尾崎地先	次の点ア、イ、ウ、エ、アの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 ア 緯度38° 23.29′ , 経度141° 21.85′ の点 イ 緯度38° 23.15′ , 経度141° 21.96′ の点 ウ 緯度38° 23.13′ , 経度141° 21.90′ の点 エ 緯度38° 23.28′ , 経度141° 21.79′ の点	漁場ウ、エの位置に夜間識別可能な標識を設置しなければならない。(光達距離3キロメートル以上)	石巻市佐須浜	平成25年9月1日から平成30年8月31日まで
区第2646号	第1種区画漁業	かき垂下式養殖業 わかめ養殖業	1月1日から12月31日まで 9月1日から翌年5月31日まで	石巻市田代浜 地先	次の点ア、イ、ウ、エ、アの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 ア 緯度38° 18.34′ , 経度141° 25.66′ の点 イ 緯度38° 18.01′ , 経度141° 25.85′ の点 ウ 緯度38° 17.89′ , 経度141° 25.50′ の点 エ 緯度38° 18.23′ , 経度141° 25.31′ の点	漁場ア、イの位置に夜間識別可能な標識を設置しなければならない。(光達距離3キロメートル以上)	石巻市田代浜	平成25年9月1日から平成30年8月31日まで
区第2647号	第1種区画漁業	かき垂下式養殖業 わかめ養殖業	1月1日から12月31日まで 9月1日から翌年5月31日まで	石巻市田代浜 鵜糞崎地先	次の点ア、イ、ウ、エ、アの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 ア 緯度38° 18.86′ , 経度141° 24.68′ の点 イ 緯度38° 18.74′ , 経度141° 24.77′ の点 ウ 緯度38° 18.58′ , 経度141° 24.48′ の点 エ 緯度38° 18.70′ , 経度141° 24.38′ の点	漁場ア、エの位置に夜間識別可能な標識を設置しなければならない。		平成25年9月1日から平成30年8月31日まで
区第2648号	第1種区画漁業	のり養殖業	9月1日から翌年5月31日まで	石巻市小竹浜 生草島地先	次の点ア、イ、ウ、エ、オ、カ、キ、アの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 ア 緯度38° 21.97′ , 経度141° 21.58′ の点 イ 緯度38° 22.46′ , 経度141° 22.66′ の点 ウ 緯度38° 21.82′ , 経度141° 23.31′ の点 エ 緯度38° 21.56′ , 経度141° 23.42′ の点 オ 緯度38° 21.14′ , 経度141° 22.46′ の点 カ 緯度38° 21.26′ , 経度141° 22.33′ の点 キ 緯度38° 21.61′ , 経度141° 21.96′ の点	漁場ア、イ、ウ、エ、オ、カ、キの位置に夜間識別可能な標識を設置しなければならない。(光達距離3キロメートル以上)	石巻市小竹浜、佐須浜、渡波、沢田、流留、折立	平成25年9月1日から平成30年8月31日まで
区第2649号	第1種区画漁業	のり養殖業	9月1日から翌年5月31日まで	石巻市小竹浜 生草島地先	次の点ア、イ、ウ、エ、オ、カ、キ、アの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 ア 緯度38° 23.09′ , 経度141° 21.79′ の点 イ 緯度38° 22.64′ , 経度141° 22.13′ の点 ウ 緯度38° 22.75′ , 経度141° 22.38′ の点 エ 緯度38° 22.50′ , 経度141° 22.67′ の点 オ 緯度38° 22.00′ , 経度141° 21.58′ の点 カ 緯度38° 22.44′ , 経度141° 21.40′ の点 キ 緯度38° 22.89′ , 経度141° 21.23′ の点	漁場ア、イ、ウ、エ、オ、カ、キの位置に夜間識別可能な標識を設置しなければならない。(光達距離3キロメートル以上)		平成25年9月1日から平成30年8月31日まで
区第2650号	第1種区画漁業	のり養殖業 かき垂下式養殖業 こんぶ養殖業	9月1日から翌年5月31日まで 1月1日から12月31日まで 10月1日から翌年8月31日まで	石巻市渡波 長浜地先	次の点ア、イ、ウ、エ、アの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 ア 緯度38° 23.81′ , 経度141° 21.02′ の点 イ 緯度38° 24.19′ , 経度141° 21.04′ の点 ウ 緯度38° 24.08′ , 経度141° 21.66′ の点 エ 緯度38° 23.77′ , 経度141° 21.59′ の点	漁場ア、イ、ウ、エの位置に夜間識別可能な標識を設置しなければならない。(光達距離3キロメートル以上)	石巻市渡波(佐須浜を含む。)	平成25年9月1日から平成30年8月31日まで

区第2651号	第1種区画漁業	のり養殖業 かき垂下式養殖業 こんぶ養殖業	9月1日から翌年 5月31日まで 1月1日から12月 31日まで 10月1日から翌年 8月31日まで	石巻市渡波 長浜地先	次の点ア、イ、ウ、エ、オ、アの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 ア 緯度38° 23.81′, 経度141° 21.01′ の点 イ 緯度38° 23.77′, 経度141° 21.59′ の点 ウ 緯度38° 23.45′, 経度141° 21.51′ の点 エ 緯度38° 23.50′, 経度141° 21.03′ の点 オ 緯度38° 23.71′, 経度141° 21.01′ の点	漁場ウ、エの位置に夜間識別可能な標識を設置しなければならない。(光達距離3キロメートル以上)		平成25年9月1日から 平成30年8月31日まで
区第2652号	第1種区画漁業	のり養殖業 かき垂下式養殖業	9月1日から翌年 5月31日まで 1月1日から12月 31日まで	石巻市渡波 祝田地先	次の点ア、イ、ウ、エ、オ、カ、キ、ク、ケ、アの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 ア 緯度38° 24.38′, 経度141° 22.00′ の点 イ 緯度38° 24.61′, 経度141° 21.99′ の点 ウ 緯度38° 24.61′, 経度141° 22.01′ の点 エ 緯度38° 24.59′, 経度141° 22.01′ の点 オ 緯度38° 24.58′, 経度141° 22.02′ の点 カ 緯度38° 24.55′, 経度141° 22.03′ の点 キ 緯度38° 24.54′, 経度141° 22.01′ の点 ク 緯度38° 24.44′, 経度141° 22.11′ の点 ケ 緯度38° 24.38′, 経度141° 22.11′ の点	漁場ア、イの位置に夜間識別可能な標識を設置しなければならない。	石巻市渡波(佐須 浜を除く。)	平成25年9月1日から 平成30年8月31日まで
区第2653号	第1種区画漁業	のり養殖業 かき垂下式養殖業 こんぶ養殖業	9月1日から翌年 5月31日まで 1月1日から12月 31日まで 10月1日から翌年 8月31日まで	石巻市渡波 長浜地先	次の点ア、イ、ウ、エ、オ、アの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 ア 緯度38° 24.68′, 経度141° 20.85′ の点 イ 緯度38° 24.57′, 経度141° 21.69′ の点 ウ 緯度38° 24.18′, 経度141° 21.73′ の点 エ 緯度38° 24.27′, 経度141° 21.05′ の点 オ 緯度38° 24.61′, 経度141° 20.85′ の点	漁場ア、イ、ウ、エの位置に夜間識別可能な標識を設置しなければならない。		平成25年9月1日から 平成30年8月31日まで
区第2654号	第1種区画漁業	のり養殖業 種がき垂下式養殖業 かき垂下式養殖業	9月1日から翌年 5月31日まで 7月1日から9月 30日まで 1月1日から12月 31日まで	石巻市魚町 地先	次の点ア、イ、ウ、エ、オ、カ、アの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 ア 緯度38° 23.99′, 経度141° 20.60′ の点 イ 緯度38° 23.32′, 経度141° 20.51′ の点 ウ 緯度38° 23.19′, 経度141° 20.33′ の点 エ 緯度38° 23.22′, 経度141° 19.85′ の点 オ 緯度38° 23.48′, 経度141° 19.66′ の点 カ 緯度38° 23.94′, 経度141° 19.56′ の点	漁場ア、イ、ウ、エ、オ、カの位置に夜間識別可能な標識を設置しなければならない。(光達距離3キロメートル以上)		平成25年9月1日から 平成30年8月31日まで
区第2655号	第1種区画漁業	のり養殖業 かき垂下式養殖業	9月1日から翌年 5月31日まで 1月1日から12月 31日まで	石巻市折立 地先	次の点ア、イ、ウ、エ、オ、カ、キ、アの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 ア 緯度38° 25.34′, 経度141° 22.85′ の点 イ 緯度38° 25.49′, 経度141° 23.19′ の点 ウ 緯度38° 25.57′, 経度141° 23.49′ の点 エ 緯度38° 25.65′, 経度141° 23.44′ の点 オ 緯度38° 25.79′, 経度141° 23.89′ の点 カ 緯度38° 25.57′, 経度141° 23.84′ の点 キ 緯度38° 25.20′, 経度141° 22.80′ の点			平成25年9月1日から 平成30年8月31日まで

区第2656号	第1種区画漁業	わかめ養殖業 かき垂下式養殖業 こんぶ養殖業	9月1日から翌年 5月31日まで 1月1日から12月 31日まで 10月1日から翌年 8月31日まで	石巻市渡波 地先	次の点ア、イ、ウ、エ、オ、カ、キ、ク、ケ、アの各点を順次に結んだ線 によって囲まれた区域 ア 緯度38° 25.07' , 経度141° 22.44' の点 イ 緯度38° 25.10' , 経度141° 22.44' の点 ウ 緯度38° 25.15' , 経度141° 22.60' の点 エ 緯度38° 25.28' , 経度141° 22.74' の点 オ 緯度38° 25.36' , 経度141° 22.79' の点 カ 緯度38° 25.36' , 経度141° 22.81' の点 キ 緯度38° 25.31' , 経度141° 22.80' の点 ク 緯度38° 25.23' , 経度141° 22.77' の点 ケ 緯度38° 25.16' , 経度141° 22.73' の点	平成25年9月1日から 平成30年8月31日まで
区第2657号	第1種区画漁業	のり養殖業 こんぶ養殖業 かき垂下式養殖業	9月1日から翌年 5月31日まで 10月1日から翌年 8月31日まで 1月1日から12月 31日まで	石巻市渡波 地先	次の点ア、イ、ウ、エ、アの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区 域 ア 緯度38° 25.07' , 経度141° 22.59' の点 イ 緯度38° 25.52' , 経度141° 23.82' の点 ウ 緯度38° 25.08' , 経度141° 23.73' の点 エ 緯度38° 25.05' , 経度141° 23.17' の点	平成25年9月1日から 平成30年8月31日まで
区第2658号	第1種区画漁業	かき垂下式養殖業	1月1日から12月 31日まで	石巻市渡波 地先	次の点ア、イ、ウ、エ、アの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区 域 ア 緯度38° 24.98' , 経度141° 22.50' の点 イ 緯度38° 25.00' , 経度141° 22.47' の点 ウ 緯度38° 25.03' , 経度141° 22.55' の点 エ 緯度38° 25.00' , 経度141° 22.51' の点	平成25年9月1日から 平成30年8月31日まで
区第2659号	第1種 区画漁業	のり養殖業 かき垂下式養殖業	9月1日から翌年 5月31日まで 1月1日から12月 31日まで	石巻市渡波 地先	次の点ア、イ、ウ、エ、オ、アの各点を順次に結んだ線によって囲まれた 区域 ア 緯度38° 24.92' , 経度141° 22.69' の点 イ 緯度38° 25.04' , 経度141° 22.70' の点 ウ 緯度38° 25.04' , 経度141° 22.94' の点 エ 緯度38° 24.98' , 経度141° 22.85' の点 オ 緯度38° 24.91' , 経度141° 22.81' の点	平成25年9月1日から 平成30年8月31日まで
区第2660号	第1種区画漁業	かき垂下式養殖業	1月1日から12月 31日まで	石巻市渡波 地先	次の点ア、イ、ウ、エ、オ、カ、キ、ク、ケ、アの各点を順次に結んだ線に よって囲まれた区域 ア 緯度38° 24.87' , 経度141° 22.76' の点 イ 緯度38° 24.88' , 経度141° 22.76' の点 ウ 緯度38° 24.89' , 経度141° 22.83' の点 エ 緯度38° 25.00' , 経度141° 22.94' の点 オ 緯度38° 25.00' , 経度141° 23.08' の点 カ 緯度38° 24.98' , 経度141° 23.09' の点 キ 緯度38° 24.99' , 経度141° 23.06' の点 ク 緯度38° 24.98' , 経度141° 22.94' の点 ケ 緯度38° 24.88' , 経度141° 22.84' の点	平成25年9月1日から 平成30年8月31日まで

区第2661号	第1種区画漁業	こぶ養殖業 かき垂下式養殖業 のり養殖業	10月1日から翌年 8月31日まで 1月1日から12月 31日まで 9月1日から翌年 5月31日まで	石巻市渡波 地先	次の点ア、イ、ウ、エ、オ、カ、キ、ク、ケ、コ、アの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 ア 緯度38° 24.94' , 経度141° 23.14' の点 イ 緯度38° 25.02' , 経度141° 23.16' の点 ウ 緯度38° 25.07' , 経度141° 23.98' の点 エ 緯度38° 24.88' , 経度141° 24.00' の点 オ 緯度38° 24.93' , 経度141° 23.72' の点 カ 緯度38° 24.90' , 経度141° 23.54' の点 キ 緯度38° 24.94' , 経度141° 23.41' の点 ク 緯度38° 24.92' , 経度141° 23.31' の点 ケ 緯度38° 24.94' , 経度141° 23.25' の点 コ 緯度38° 24.92' , 経度141° 23.16' の点			平成25年9月1日から 平成30年8月31日まで
区第2662号	第1種区画漁業	かき垂下式養殖業	1月1日から12月 31日まで	石巻市渡波 地先	次の点ア、イ、ウ、エ、オ、カ、キ、ク、ケ、コ、サ、シ、ス、セ、ソ、タ、アの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 ア 緯度38° 24.90' , 経度141° 23.17' の点 イ 緯度38° 24.91' , 経度141° 23.17' の点 ウ 緯度38° 24.92' , 経度141° 23.23' の点 エ 緯度38° 24.90' , 経度141° 23.32' の点 オ 緯度38° 24.90' , 経度141° 23.37' の点 カ 緯度38° 24.92' , 経度141° 23.42' の点 キ 緯度38° 24.90' , 経度141° 23.45' の点 ク 緯度38° 24.89' , 経度141° 23.53' の点 ケ 緯度38° 24.87' , 経度141° 23.50' の点 コ 緯度38° 24.87' , 経度141° 23.47' の点 サ 緯度38° 24.89' , 経度141° 23.47' の点 シ 緯度38° 24.90' , 経度141° 23.41' の点 ス 緯度38° 24.88' , 経度141° 23.34' の点 セ 緯度38° 24.89' , 経度141° 23.31' の点 ソ 緯度38° 24.88' , 経度141° 23.27' の点 タ 緯度38° 24.91' , 経度141° 23.23' の点			平成25年9月1日から 平成30年8月31日まで
区第2663号	第1種区画漁業	かき垂下式養殖業	1月1日から12月 31日まで	石巻市渡波 地先	次の点ア、イ、ウ、エ、アの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 ア 緯度38° 24.87' , 経度141° 23.61' の点 イ 緯度38° 24.89' , 経度141° 23.59' の点 ウ 緯度38° 24.90' , 経度141° 23.69' の点 エ 緯度38° 24.88' , 経度141° 23.68' の点			平成25年9月1日から 平成30年8月31日まで
区第2664号	第1種区画漁業	種がき垂下式養殖業 のり養殖業	7月1日から9月 30日まで 9月1日から翌年 5月31日まで	石巻市魚町 地先	次の点ア、イ、ウ、アの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 ア 緯度38° 23.93' , 経度141° 19.34' の点 イ 緯度38° 23.94' , 経度141° 19.56' の点 ウ 緯度38° 23.48' , 経度141° 19.65' の点	漁場ア、イ、ウの位置に夜間識別可能な標識を設置しなければならない。(光達距離3キロメートル以上)	石巻市(旧石巻市(旧沢田町、旧渡波町、旧荻浜村を除く。))に限る。	平成25年9月1日から 平成30年8月31日まで
区第3101号	第1種区画漁業	種がき垂下式養殖業 のり養殖業 わかめ養殖業	7月1日から9月 30日まで 9月1日から翌年 5月31日まで 9月1日から翌年 5月31日まで	東松島市 大曲地先	次の点ア、イ、ウ、エ、アの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 ア 緯度38° 24.17' , 経度141° 14.93' の点 イ 緯度38° 23.68' , 経度141° 15.17' の点 ウ 緯度38° 22.86' , 経度141° 12.71' の点 エ 緯度38° 23.33' , 経度141° 12.43' の点	漁場イの位置に夜間識別可能な標識を設置しなければならない。(光達距離3キロメートル以上)	東松島市大曲	平成25年9月1日から 平成30年8月31日まで

区第3102号	第1種区画漁業	のり養殖業	9月1日から翌年 5月31日まで	東松島市 大曲地先	次の点ア、イ、ウ、エ、オ、カ、アの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 ア 緯度38° 23.37' , 経度141° 14.74' の点 イ 緯度38° 23.02' , 経度141° 14.77' の点 ウ 緯度38° 22.64' , 経度141° 14.63' の点 エ 緯度38° 22.15' , 経度141° 14.23' の点 オ 緯度38° 21.45' , 経度141° 13.66' の点 カ 緯度38° 22.75' , 経度141° 12.80' の点	漁場イ、ウ、エ、オの位置に 夜間識別可能な標識を設置し なければならない。 (光達距離3キロメートル以 上)		平成25年9月1日から 平成30年8月31日まで
区第3103号	第1種区画漁業	のり養殖業 かき垂下式養殖業	9月1日から翌年 5月31日まで 1月1日から12月 31日まで	東松島市 牛網、浜市 地先	次の点ア、イ、ウ、エ、アの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区 域 ア 緯度38° 23.16' , 経度141° 12.35' の点 イ 緯度38° 22.79' , 経度141° 12.60' の点 ウ 緯度38° 21.95' , 経度141° 11.09' の点 エ 緯度38° 22.32' , 経度141° 10.80' の点		東松島市牛網、浜市	平成25年9月1日から 平成30年8月31日まで
区第3104号	第1種区画漁業	のり養殖業 わかめ養殖業 かき垂下式養殖業	9月1日から翌年 5月31日まで 9月1日から翌年 5月31日まで 1月1日から12月 31日まで	東松島市 牛網、浜市 地先	次の点ア、イ、ウ、エ、アの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区 域 ア 緯度38° 22.64' , 経度141° 12.69' の点 イ 緯度38° 21.34' , 経度141° 13.56' の点 ウ 緯度38° 20.51' , 経度141° 12.84' の点 エ 緯度38° 21.87' , 経度141° 11.34' の点	漁場イ、ウの位置に夜間識別可 能な黄色の標識を設置しなけれ ばならない。 (光達距離4キロメートル以 上)	東松島市牛網、浜 市、大塚、東名、野蒜	平成25年9月1日から 平成30年8月31日まで
区第3105号	第1種区画漁業	のり養殖業 かき垂下式養殖業	9月1日から翌年 5月31日まで 1月1日から12月 31日まで	東松島市 野蒜地先	次の点ア、イ、ウ、エ、オ、アの各点を順次に結んだ線によって囲まれ た区域 ア 緯度38° 22.15' , 経度141° 10.32' の点 イ 緯度38° 21.93' , 経度141° 10.38' の点 ウ 緯度38° 21.63' , 経度141° 9.71' の点 エ 緯度38° 21.63' , 経度141° 9.56' の点 オ 緯度38° 21.85' , 経度141° 9.65' の点		東松島市野蒜、大 塚、東名、浅井	平成25年9月1日から 平成30年8月31日まで
区第3106号	第1種区画漁業	かき垂下式養殖業	1月1日から12月 31日まで	東松島市 東名地先	次の点ア、イ、ウ、エ、アの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区 域 ア 緯度38° 22.24' , 経度141° 7.99' の点 イ 緯度38° 22.54' , 経度141° 7.82' の点 ウ 緯度38° 22.58' , 経度141° 7.88' の点 エ 緯度38° 22.27' , 経度141° 8.05' の点			平成25年9月1日から 平成30年8月31日まで
区第3107号	第1種区画漁業	のり養殖業 かき垂下式養殖業	9月1日から翌年 5月31日まで 1月1日から12月 31日まで	東松島市 東名地先	次の点ア、イ、ウ、エ、オ、カ、キ、アの各点を順次に結んだ線によっ て囲まれた区域 ア 緯度38° 22.47' , 経度141° 7.55' の点 イ 緯度38° 22.47' , 経度141° 7.67' の点 ウ 緯度38° 22.47' , 経度141° 7.70' の点 エ 緯度38° 22.47' , 経度141° 7.79' の点 オ 緯度38° 22.33' , 経度141° 7.84' の点 カ 緯度38° 22.17' , 経度141° 7.83' の点 キ 緯度38° 22.06' , 経度141° 7.49' の点			平成25年9月1日から 平成30年8月31日まで

区第3108号	第1種区画漁業	のり養殖業 かき垂下式養殖業	9月1日から翌年 5月31日まで 1月1日から12月 31日まで	東松島市 東名地先	次の点ア、イ、ウ、エ、オ、カ、アの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 ア 緯度38° 21.58' , 経度141° 7.88' の点 イ 緯度38° 21.62' , 経度141° 7.65' の点 ウ 緯度38° 21.74' , 経度141° 7.50' の点 エ 緯度38° 21.97' , 経度141° 7.53' の点 オ 緯度38° 22.10' , 経度141° 7.87' の点 カ 緯度38° 21.63' , 経度141° 7.82' の点			平成25年9月1日から 平成30年8月31日まで
区第3109号	第1種区画漁業	かき垂下式養殖業	1月1日から12月 31日まで	東松島市 東名地先	次の点ア、イ、ウ、エ、アの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 ア 緯度38° 21.47' , 経度141° 7.91' の点 イ 緯度38° 21.52' , 経度141° 7.48' の点 ウ 緯度38° 21.58' , 経度141° 7.48' の点 エ 緯度38° 21.52' , 経度141° 7.92' の点			平成25年9月1日から 平成30年8月31日まで
区第3110号	第1種区画漁業	のり養殖業 かき垂下式養殖業	9月1日から翌年 5月31日まで 1月1日から12月 31日まで	東松島市 東名地先	次の点ア、イ、ウ、エ、オ、カ、アの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 ア 緯度38° 21.46' , 経度141° 7.96' の点 イ 緯度38° 21.49' , 経度141° 7.97' の点 ウ 緯度38° 21.50' , 経度141° 8.11' の点 エ 緯度38° 21.46' , 経度141° 8.41' の点 オ 緯度38° 21.43' , 経度141° 8.38' の点 カ 緯度38° 21.41' , 経度141° 8.23' の点			平成25年9月1日から 平成30年8月31日まで
区第3111号	第1種区画漁業	のり養殖業 種がき垂下式養殖業	9月1日から翌年 5月31日まで 7月1日から10月 31日まで	東松島市 州崎地先	次の点ア、イ、ウ、エ、オ、カ、アの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 ア 緯度38° 21.53' , 経度141° 8.29' の点 イ 緯度38° 21.58' , 経度141° 8.31' の点 ウ 緯度38° 21.55' , 経度141° 8.59' の点 エ 緯度38° 21.51' , 経度141° 8.89' の点 オ 緯度38° 21.47' , 経度141° 8.88' の点 カ 緯度38° 21.49' , 経度141° 8.57' の点			平成25年9月1日から 平成30年8月31日まで
区第3112号	第1種区画漁業	のり養殖業 わかめ養殖業 かき垂下式養殖業	9月1日から翌年 5月31日まで 9月1日から翌年 5月31日まで 1月1日から12月 31日まで	東松島市 宮戸室浜 地先	次の点ア、イ、ウ、エ、オ、カ、キ、ク、アの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 ア 緯度38° 21.65' , 経度141° 10.61' の点 イ 緯度38° 21.65' , 経度141° 11.14' の点 ウ 緯度38° 21.75' , 経度141° 11.30' の点 エ 緯度38° 21.41' , 経度141° 11.65' の点 オ 緯度38° 20.88' , 経度141° 10.88' の点 カ 緯度38° 21.15' , 経度141° 10.61' の点 キ 緯度38° 21.07' , 経度141° 10.48' の点 ク 緯度38° 21.26' , 経度141° 10.18' の点	漁場ア、ウ、クの位置に夜間 識別可能な黄色の標識を設置 しなければならない。(光達 距離2キロメートル以上)	東松島市 室浜, 大浜	平成25年9月1日から 平成30年8月31日まで
区第3113号	第1種区画漁業	のり養殖業 わかめ養殖業 かき垂下式養殖業	9月1日から翌年 5月31日まで 9月1日から翌年 5月31日まで 1月1日から12月 31日まで	東松島市 宮戸室浜 地先	次の点ア、イ、ウ、エ、アの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 ア 緯度38° 21.35' , 経度141° 11.71' の点 イ 緯度38° 20.40' , 経度141° 12.75' の点 ウ 緯度38° 19.73' , 経度141° 12.16' の点 エ 緯度38° 20.82' , 経度141° 10.95' の点	漁場イ、ウの位置に夜間 識別可能な黄色の標識を設置 しなければならない。(イは光達 距離2キロメートル以上、ウは4 キロメートル以上)		平成25年9月1日から 平成30年8月31日まで



区第3114号	第1種区画漁業	のり養殖業 わかめ養殖業 かき垂下式養殖業	9月1日から翌年 5月31日まで 9月1日から翌年 5月31日まで 1月1日から12月 31日まで	東松島市 宮戸二本 松鼻地先	次の点ア、イ、ウ、エ、オ、カ、キ、ク、ケ、アの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 ア 緯度38° 21.92′, 経度141° 10.45′ の点 イ 緯度38° 21.68′, 経度141° 10.51′ の点 ウ 緯度38° 21.30′, 経度141° 10.11′ の点 エ 緯度38° 21.26′, 経度141° 9.97′ の点 オ 緯度38° 21.34′, 経度141° 9.90′ の点 カ 緯度38° 21.35′, 経度141° 9.77′ の点 キ 緯度38° 21.27′, 経度141° 9.75′ の点 ク 緯度38° 21.24′, 経度141° 9.62′ の点 ケ 緯度38° 21.51′, 経度141° 9.61′ の点	漁場ア、イ、ウの位置に夜間 識別可能な黄色の標識を設置 しなければならない。(光達 距離2キロメートル以上)	平成25年9月1日から 平成30年8月31日まで
区第3115号	第1種区画漁業	のり養殖業 種かき垂下式養殖業	9月1日から翌年 5月31日まで 1月1日から12月 31日まで	東松島市 宮戸大蛇崎 地先	次の点ア、イ、ウ、エ、アの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区 域 ア 緯度38° 21.38′, 経度141° 8.92′ の点 イ 緯度38° 21.42′, 経度141° 8.89′ の点 ウ 緯度38° 21.43′, 経度141° 8.90′ の点 エ 緯度38° 21.39′, 経度141° 8.95′ の点		平成25年9月1日から 平成30年8月31日まで
区第3116号	第1種区画漁業	のり養殖業 かき垂下式養殖業	9月1日から翌年 5月31日まで 1月1日から12月 31日まで	東松島市 宮戸岩山鼻 地先	次の点ア、イ、ウ、エ、アの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区 域 ア 緯度38° 21.11′, 経度141° 9.60′ の点 イ 緯度38° 21.04′, 経度141° 9.52′ の点 ウ 緯度38° 21.06′, 経度141° 9.49′ の点 エ 緯度38° 21.13′, 経度141° 9.57′ の点		平成25年9月1日から 平成30年8月31日まで
区第3117号	第1種区画漁業	のり養殖業 かき垂下式養殖業	9月1日から翌年 5月31日まで 1月1日から12月 31日まで	東松島市 宮戸長谷浜 地先	次の点ア、イ、ウ、エ、アの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区 域 ア 緯度38° 20.93′, 経度141° 9.53′ の点 イ 緯度38° 20.81′, 経度141° 9.56′ の点 ウ 緯度38° 20.87′, 経度141° 9.47′ の点 エ 緯度38° 20.95′, 経度141° 9.44′ の点		平成25年9月1日から 平成30年8月31日まで
区第3118号	第1種区画漁業	のり養殖業 わかめ養殖業 かき垂下式養殖業	9月1日から翌年 5月31日まで 9月1日から翌年 5月31日まで 1月1日から12月 31日まで	東松島市 宮戸下松 地先	次の点ア、イ、ウ、エ、アの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区 域 ア 緯度38° 21.13′, 経度141° 9.90′ の点 イ 緯度38° 21.05′, 経度141° 9.90′ の点 ウ 緯度38° 21.06′, 経度141° 9.82′ の点 エ 緯度38° 21.13′, 経度141° 9.82′ の点		平成25年9月1日から 平成30年8月31日まで
区第3119号	第1種区画漁業	のり養殖業 わかめ養殖業 かき垂下式養殖業	9月1日から翌年 5月31日まで 9月1日から翌年 5月31日まで 1月1日から12月 31日まで	東松島市 宮戸壘石鼻 地先	次の点ア、イ、ウ、エ、オ、カ、アの各点を順次に結んだ線によって囲ま れた区域 ア 緯度38° 21.22′, 経度141° 10.06′ の点 イ 緯度38° 21.19′, 経度141° 10.11′ の点 ウ 緯度38° 21.08′, 経度141° 10.14′ の点 エ 緯度38° 21.07′, 経度141° 10.06′ の点 オ 緯度38° 21.14′, 経度141° 9.97′ の点 カ 緯度38° 21.19′, 経度141° 10.01′ の点		平成25年9月1日から 平成30年8月31日まで

区第3120号	第1種区画漁業	のり養殖業 わかめ養殖業 かき垂下式養殖業	9月1日から翌年 5月31日まで 9月1日から翌年 5月31日まで 1月1日から12月 31日まで	東松島市 宮戸壘石鼻 地先	次の点ア、イ、ウ、エ、アの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 ア 緯度38° 20.84' , 経度141° 10.12' の点 イ 緯度38° 20.80' , 経度141° 10.08' の点 ウ 緯度38° 20.83' , 経度141° 9.96' の点 エ 緯度38° 20.87' , 経度141° 9.97' の点		平成25年9月1日から 平成30年8月31日まで
区第3121号	第1種区画漁業	のり養殖業 わかめ養殖業 かき垂下式養殖業	9月1日から翌年 5月31日まで 9月1日から翌年 5月31日まで 1月1日から12月 31日まで	東松島市 宮戸壘石鼻 地先	次の点ア、イ、ウ、エ、アの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 ア 緯度38° 20.78' , 経度141° 10.03' の点 イ 緯度38° 20.76' , 経度141° 10.04' の点 ウ 緯度38° 20.72' , 経度141° 9.92' の点 エ 緯度38° 20.74' , 経度141° 9.89' の点		平成25年9月1日から 平成30年8月31日まで
区第3122号	第1種区画漁業	のり養殖業 わかめ養殖業 かき垂下式養殖業	9月1日から翌年 5月31日まで 9月1日から翌年 5月31日まで 1月1日から12月 31日まで	東松島市 宮戸室浜 父島地先	次の点ア、イ、ウ、エ、アの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 ア 緯度38° 20.72' , 経度141° 10.17' の点 イ 緯度38° 20.63' , 経度141° 10.06' の点 ウ 緯度38° 20.66' , 経度141° 10.02' の点 エ 緯度38° 20.75' , 経度141° 10.13' の点		平成25年9月1日から 平成30年8月31日まで
区第3123号	第1種区画漁業	のり養殖業 わかめ養殖業 かき垂下式養殖業	9月1日から翌年 5月31日まで 9月1日から翌年 5月31日まで 1月1日から12月 31日まで	東松島市 宮戸室浜 船越島地先	次の点ア、イ、ウ、エ、アの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 ア 緯度38° 20.82' , 経度141° 10.25' の点 イ 緯度38° 20.72' , 経度141° 10.27' の点 ウ 緯度38° 20.70' , 経度141° 10.21' の点 エ 緯度38° 20.82' , 経度141° 10.20' の点		平成25年9月1日から 平成30年8月31日まで
区第3124号	第1種区画漁業	のり養殖業 わかめ養殖業 かき垂下式養殖業	9月1日から翌年 5月31日まで 9月1日から翌年 5月31日まで 1月1日から12月 31日まで	東松島市 宮戸室浜 船越島地先	次の点ア、イ、ウ、エ、アの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 ア 緯度38° 20.58' , 経度141° 10.59' の点 イ 緯度38° 20.46' , 経度141° 10.47' の点 ウ 緯度38° 20.77' , 経度141° 10.36' の点 エ 緯度38° 20.81' , 経度141° 10.45' の点		平成25年9月1日から 平成30年8月31日まで
区第3125号	第1種区画漁業	のり養殖業 わかめ養殖業 かき垂下式養殖業	9月1日から翌年 5月31日まで 9月1日から翌年 5月31日まで 1月1日から12月 31日まで	東松島市 宮戸男島 地先	次の点ア、イ、ウ、エ、オ、カ、キ、アの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 ア 緯度38° 20.71' , 経度141° 10.83' の点 イ 緯度38° 19.63' , 経度141° 12.06' の点 ウ 緯度38° 19.17' , 経度141° 11.66' の点 エ 緯度38° 19.15' , 経度141° 11.30' の点 オ 緯度38° 19.57' , 経度141° 10.79' の点 カ 緯度38° 19.63' , 経度141° 10.67' の点 キ 緯度38° 19.88' , 経度141° 10.09' の点	漁場イ、オの位置に夜間識別可能な黄色の標識を設置しなければならない。(光達距離2キロメートル以上) 漁場ウ、エの位置に夜間識別可能な赤色の標識を設置しなければならない。(ウは光達距離4キロメートル以上、エは2キロメートル以上)	平成25年9月1日から 平成30年8月31日まで
区第3126号	第1種区画漁業	のり養殖業 こんぶ養殖業 種がき垂下式養殖業	9月1日から翌年 5月31日まで 10月1日から翌年 8月31日まで 7月1日から9月 30日まで	東松島市 宮戸大浜 地先	次の点ア、イ、ウ、エ、アの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 ア 緯度38° 19.30' , 経度141° 10.91' の点 イ 緯度38° 19.26' , 経度141° 10.88' の点 ウ 緯度38° 19.34' , 経度141° 10.65' の点 エ 緯度38° 19.39' , 経度141° 10.68' の点		平成25年9月1日から 平成30年8月31日まで

区第3127号	第1種区画漁業	のり養殖業 こんぶ養殖業	9月1日から翌年 5月31日まで 10月1日から翌年 8月31日まで	東松島市 宮戸大浜 地先	次の点ア、イ、ウ、エ、オ、カ、アの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 ア 緯度38° 19.13′, 経度141° 11.05′ の点 イ 緯度38° 19.09′, 経度141° 10.68′ の点 ウ 緯度38° 19.13′, 経度141° 10.67′ の点 エ 緯度38° 19.14′, 経度141° 10.74′ の点 オ 緯度38° 19.24′, 経度141° 10.80′ の点 カ 緯度38° 19.28′, 経度141° 11.01′ の点	漁場アの位置に夜間識別可能な赤色の標識を設置しなければならない。(光達距離2キロメートル以上) 漁場イの位置に夜間識別可能な黄色の標識を設置しなければならない。(光達距離2キロメートル以上)		平成25年9月1日から 平成30年8月31日まで
区第3128号	第1種区画漁業	のり養殖業 わかめ養殖業	9月1日から翌年 5月31日まで 9月1日から翌年 5月31日まで	東松島市 宮戸大浜 地先	次の点ア、イ、ウ、エ、アの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 ア 緯度38° 19.02′, 経度141° 11.02′ の点 イ 緯度38° 18.90′, 経度141° 11.10′ の点 ウ 緯度38° 18.83′, 経度141° 10.90′ の点 エ 緯度38° 19.01′, 経度141° 10.70′ の点	漁場アの位置に夜間識別可能な緑色の標識を設置しなければならない。(光達距離2キロメートル以上) 漁場エの位置に夜間識別可能な黄色の標識を設置しなければならない。(光達距離2キロメートル以上)		平成25年9月1日から 平成30年8月31日まで
区第3129号	第1種区画漁業	のり養殖業 わかめ養殖業	9月1日から翌年 5月31日まで 9月1日から翌年 5月31日まで	東松島市 宮戸大浜 地先	次の点ア、イ、ウ、エ、オ、カ、アの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 ア 緯度38° 19.01′, 経度141° 11.53′ の点 イ 緯度38° 18.68′, 経度141° 11.24′ の点 ウ 緯度38° 18.52′, 経度141° 10.91′ の点 エ 緯度38° 18.76′, 経度141° 10.81′ の点 オ 緯度38° 18.83′, 経度141° 11.18′ の点 カ 緯度38° 19.01′, 経度141° 11.34′ の点	漁場アの位置に夜間識別可能な緑色の標識を設置しなければならない。(光達距離4キロメートル以上) 漁場イ、ウの位置に夜間識別可能な黄色の標識を設置しなければならない。(イは光達距離4キロメートル以上、ウは光達距離2キロメートル以上)		平成25年9月1日から 平成30年8月31日まで
区第3130号	第1種区画漁業	のり養殖業 わかめ養殖業 こんぶ養殖業	9月1日から翌年 5月31日まで 9月1日から翌年 5月31日まで 10月1日から翌年 8月31日まで	東松島市 宮戸大浜 地先	次の点ア、イ、ウ、エ、オ、カ、キ、ク、アの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 ア 緯度38° 19.10′, 経度141° 10.56′ の点 イ 緯度38° 19.07′, 経度141° 10.04′ の点 ウ 緯度38° 19.50′, 経度141° 9.84′ の点 エ 緯度38° 19.51′, 経度141° 10.06′ の点 オ 緯度38° 19.36′, 経度141° 10.11′ の点 カ 緯度38° 19.33′, 経度141° 10.45′ の点 キ 緯度38° 19.22′, 経度141° 10.46′ の点 ク 緯度38° 19.22′, 経度141° 10.54′ の点	漁場ア、イの位置に夜間識別可能な黄色の標識を設置しなければならない。(光達距離2キロメートル以上)		平成25年9月1日から 平成30年8月31日まで
区第3131号	第1種区画漁業	のり養殖業 わかめ養殖業	9月1日から翌年 5月31日まで 9月1日から翌年 5月31日まで	東松島市 宮戸大浜 地先	次の点ア、イ、ウ、エ、アの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 ア 緯度38° 19.00′, 経度141° 10.57′ の点 イ 緯度38° 18.46′, 経度141° 10.78′ の点 ウ 緯度38° 18.25′, 経度141° 10.35′ の点 エ 緯度38° 18.96′, 経度141° 10.06′ の点	漁場ア、イ、ウ、エの位置に夜間識別可能な黄色の標識を設置しなければならない。(ア、イ、エは光達距離2キロメートル以上、ウは光達距離4キロメートル以上)		平成25年9月1日から 平成30年8月31日まで
区第3132号	第1種区画漁業	のり養殖業 わかめ養殖業	9月1日から翌年 5月31日まで 9月1日から翌年 5月31日まで	東松島市 宮戸月浜地先	次の点ア、イ、ウ、エ、アの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 ア 緯度38° 19.06′, 経度141° 9.95′ の点 イ 緯度38° 19.02′, 経度141° 9.77′ の点 ウ 緯度38° 19.38′, 経度141° 9.50′ の点 エ 緯度38° 19.50′, 経度141° 9.77′ の点	漁場アの位置に夜間識別可能な黄色の標識を設置しなければならない。(光達距離2キロメートル以上) 漁場イの位置に夜間識別可能な赤色の標識を設置しなければならない。(光達距離2キロメートル以上)	東松島市 里浜, 月浜	平成25年9月1日から 平成30年8月31日まで

区第3133号	第1種区画漁業	のり養殖業	9月1日から翌年 5月31日まで	東松島市 宮戸月浜地先	次の点ア、イ、ウ、エ、オ、カ、キ、ク、ケ、コ、サ、シ、ス、アの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 ア 緯度38° 18.93' , 経度141° 9.59' の点 イ 緯度38° 18.79' , 経度141° 9.68' の点 ウ 緯度38° 18.80' , 経度141° 9.89' の点 エ 緯度38° 18.93' , 経度141° 9.81' の点 オ 緯度38° 18.97' , 経度141° 9.98' の点 カ 緯度38° 18.23' , 経度141° 10.28' の点 キ 緯度38° 18.15' , 経度141° 9.76' の点 ク 緯度38° 18.44' , 経度141° 9.16' の点 ケ 緯度38° 18.65' , 経度141° 8.97' の点 コ 緯度38° 18.71' , 経度141° 8.77' の点 サ 緯度38° 18.73' , 経度141° 8.53' の点 シ 緯度38° 18.77' , 経度141° 8.27' の点 ス 緯度38° 18.95' , 経度141° 8.24' の点	漁場ア、エ、スの位置に夜間識別可能な緑色の標識を設置しなければならない。(光達距離2キロメートル以上) 漁場オ、カ、キ、ク、ケ、コ、シの位置に夜間識別可能な黄色の標識を設置しなければならない。(オは光達距離2キロメートル以上、カ、キ、ク、ケ、コ、シは光達距離4キロメートル以上)	平成25年9月1日から 平成30年8月31日まで
区第3134号	第1種区画漁業	のり養殖業 わかめ養殖業	9月1日から翌年 5月31日まで 9月1日から翌年 5月31日まで	東松島市 宮戸月浜地先	次の点ア、イ、ウ、エ、アの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 ア 緯度38° 19.31' , 経度141° 9.41' の点 イ 緯度38° 19.28' , 経度141° 9.44' の点 ウ 緯度38° 19.25' , 経度141° 9.35' の点 エ 緯度38° 19.28' , 経度141° 9.32' の点		平成25年9月1日から 平成30年8月31日まで
区第3135号	第1種区画漁業	のり養殖業 わかめ養殖業	9月1日から翌年 5月31日まで 9月1日から翌年 5月31日まで	東松島市 宮戸月浜地先	次の点ア、イ、ウ、エ、オ、カ、キ、ク、ケ、コ、アの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 ア 緯度38° 19.70' , 経度141° 8.82' の点 イ 緯度38° 19.31' , 経度141° 9.11' の点 ウ 緯度38° 19.06' , 経度141° 9.19' の点 エ 緯度38° 19.06' , 経度141° 9.33' の点 オ 緯度38° 19.03' , 経度141° 9.33' の点 カ 緯度38° 19.03' , 経度141° 9.20' の点 キ 緯度38° 19.04' , 経度141° 8.50' の点 ク 緯度38° 19.29' , 経度141° 8.44' の点 ケ 緯度38° 19.49' , 経度141° 8.88' の点 コ 緯度38° 19.69' , 経度141° 8.77' の点	漁場オの位置に夜間識別可能な赤色の標識を設置しなければならない。(光達距離2キロメートル以上) 漁場キの位置に夜間識別可能な黄色の標識を設置しなければならない。(光達距離2キロメートル以上)	平成25年9月1日から 平成30年8月31日まで
区第3136号	第1種区画漁業	のり養殖業 種がき垂下式養殖業	9月1日から翌年 5月31日まで 7月1日から10月 31日まで	東松島市 宮戸里浜地先	次の点ア、イ、ウ、エ、アの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 ア 緯度38° 19.87' , 経度141° 8.69' の点 イ 緯度38° 19.75' , 経度141° 8.73' の点 ウ 緯度38° 19.71' , 経度141° 8.64' の点 エ 緯度38° 19.81' , 経度141° 8.56' の点		平成25年9月1日から 平成30年8月31日まで
区第3137号	第1種区画漁業	のり養殖業 種がき垂下式養殖業	9月1日から翌年 5月31日まで 7月1日から9月 30日まで	東松島市 宮戸里浜地先	次の点ア、イ、ウ、エ、オ、カ、キ、ク、アの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 ア 緯度38° 19.95' , 経度141° 7.99' の点 イ 緯度38° 19.96' , 経度141° 8.07' の点 ウ 緯度38° 19.67' , 経度141° 8.15' の点 エ 緯度38° 19.71' , 経度141° 8.26' の点 オ 緯度38° 19.62' , 経度141° 8.32' の点 カ 緯度38° 19.54' , 経度141° 8.18' の点 キ 緯度38° 19.03' , 経度141° 8.32' の点 ク 緯度38° 19.03' , 経度141° 8.22' の点	漁場クの位置に夜間識別可能な赤色の標識を設置しなければならない。(光達距離2キロメートル以上)	平成25年9月1日から 平成30年8月31日まで

区第3138号	第1種区画漁業	かき垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで	東松島市 宮戸里浜地先	次の点ア、イ、ウ、エ、アの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 ア 緯度38° 20.17' , 経度141° 7.92' の点 イ 緯度38° 20.26' , 経度141° 7.89' の点 ウ 緯度38° 20.26' , 経度141° 7.92' の点 エ 緯度38° 20.17' , 経度141° 7.96' の点	平成25年9月1日から 平成30年8月31日まで
区第3139号	第1種区画漁業	かき垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで	東松島市 宮戸里浜地先	次の点ア、イ、ウ、エ、アの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 ア 緯度38° 20.46' , 経度141° 7.96' の点 イ 緯度38° 20.36' , 経度141° 7.92' の点 ウ 緯度38° 20.36' , 経度141° 7.89' の点 エ 緯度38° 20.46' , 経度141° 7.94' の点	平成25年9月1日から 平成30年8月31日まで
区第3140号	第1種区画漁業	かき垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで	東松島市 宮戸里浜地先	次の点ア、イ、ウ、エ、アの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 ア 緯度38° 20.59' , 経度141° 8.01' の点 イ 緯度38° 20.58' , 経度141° 8.05' の点 ウ 緯度38° 20.46' , 経度141° 8.00' の点 エ 緯度38° 20.47' , 経度141° 7.97' の点	平成25年9月1日から 平成30年8月31日まで
区第3141号	第1種区画漁業	種がき垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで	東松島市 宮戸里浜地先	次の点ア、イ、ウ、エ、アの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 ア 緯度38° 20.82' , 経度141° 8.02' の点 イ 緯度38° 20.57' , 経度141° 8.19' の点 ウ 緯度38° 20.54' , 経度141° 8.14' の点 エ 緯度38° 20.68' , 経度141° 8.05' の点	平成25年9月1日から 平成30年8月31日まで
区第3142号	第1種区画漁業	かき垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで	東松島市 宮戸里浜地先	次の点ア、イ、ウ、エ、アの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 ア 緯度38° 20.84' , 経度141° 8.25' の点 イ 緯度38° 20.69' , 経度141° 8.35' の点 ウ 緯度38° 20.69' , 経度141° 8.26' の点 エ 緯度38° 20.84' , 経度141° 8.17' の点	平成25年9月1日から 平成30年8月31日まで
区第3143号	第1種区画漁業	かき垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで	東松島市 宮戸里浜地先	次の点ア、イ、ウ、エ、オ、カ、キ、ク、アの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 ア 緯度38° 21.18' , 経度141° 8.17' の点 イ 緯度38° 21.29' , 経度141° 8.32' の点 ウ 緯度38° 21.25' , 経度141° 8.39' の点 エ 緯度38° 21.17' , 経度141° 8.40' の点 オ 緯度38° 20.77' , 経度141° 8.58' の点 カ 緯度38° 20.70' , 経度141° 8.45' の点 キ 緯度38° 21.05' , 経度141° 8.22' の点 ク 緯度38° 21.14' , 経度141° 8.23' の点	平成25年9月1日から 平成30年8月31日まで
区第3144号	第1種区画漁業	種がき垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで	東松島市 宮戸里浜地先	次の点ア、イ、ウ、エ、アの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 ア 緯度38° 21.32' , 経度141° 8.35' の点 イ 緯度38° 21.39' , 経度141° 8.45' の点 ウ 緯度38° 21.42' , 経度141° 8.76' の点 エ 緯度38° 21.33' , 経度141° 8.70' の点	平成25年9月1日から 平成30年8月31日まで

区第3145号	第1種区画漁業	かき垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで	東松島市 宮戸里浜地先	次の点ア、イ、ウ、エ、アの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 ア 緯度38° 21.37' , 経度141° 8.86' の点 イ 緯度38° 21.42' , 経度141° 8.82' の点 ウ 緯度38° 21.43' , 経度141° 8.85' の点 エ 緯度38° 21.39' , 経度141° 8.89' の点			平成25年9月1日から 平成30年8月31日まで
区第3146号	第1種区画漁業	のり養殖業 かき垂下式養殖業	9月1日から翌年5月31日まで 1月1日から12月31日まで	東松島市 宮戸里浜地先	次の点ア、イ、ウ、エ、アの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 ア 緯度38° 20.99' , 経度141° 8.06' の点 イ 緯度38° 21.01' , 経度141° 8.03' の点 ウ 緯度38° 21.17' , 経度141° 8.05' の点 エ 緯度38° 21.10' , 経度141° 8.18' の点		東松島市 里浜, 月浜, 大浜, 室浜	平成25年9月1日から 平成30年8月31日まで
区第3201号	第1種区画漁業	のり養殖業 かき垂下式養殖業	9月1日から翌年5月31日まで 1月1日から12月31日まで	宮城郡松島町 伊勢島地先	次の点ア、イ、ウ、エ、オ、カ、アの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 ア 緯度38° 20.65' , 経度141° 4.30' の点 イ 緯度38° 20.95' , 経度141° 3.77' の点 ウ 緯度38° 20.99' , 経度141° 3.82' の点 エ 緯度38° 20.97' , 経度141° 4.14' の点 オ 緯度38° 21.20' , 経度141° 4.15' の点 カ 緯度38° 20.85' , 経度141° 4.38' の点	漁場ア、オ、カの位置に夜間識別可能な緑色の標識を設置しなければならない。(光達距離2キロメートル以上)	松島町	平成25年9月1日から 平成30年8月31日まで
区第3202号	第1種区画漁業	のり養殖業 わかめ養殖業 かき垂下式養殖業	9月1日から翌年5月31日まで 9月1日から翌年5月31日まで 1月1日から12月31日まで	宮城郡松島町 伊勢島地先	次の点ア、イ、ウ、エ、オ、カ、アの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 ア 緯度38° 20.62' , 経度141° 4.38' の点 イ 緯度38° 20.85' , 経度141° 4.46' の点 ウ 緯度38° 21.30' , 経度141° 4.19' の点 エ 緯度38° 21.57' , 経度141° 4.35' の点 オ 緯度38° 20.90' , 経度141° 4.82' の点 カ 緯度38° 20.76' , 経度141° 4.58' の点	漁場ア、イ、ウの位置に夜間識別可能な赤色の標識を設置しなければならない。(光達距離2キロメートル以上) 漁場エ、オの位置に夜間識別可能な黄色の標識を設置しなければならない。(光達距離2キロメートル以上)		平成25年9月1日から 平成30年8月31日まで
区第3203号	第1種区画漁業	のり養殖業 わかめ養殖業 かき垂下式養殖業	9月1日から翌年5月31日まで 9月1日から翌年5月31日まで 1月1日から12月31日まで	宮城郡松島町 焼島地先	次の点ア、イ、ウ、アの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 ア 緯度38° 21.67' , 経度141° 4.40' の点 イ 緯度38° 21.71' , 経度141° 4.73' の点 ウ 緯度38° 20.95' , 経度141° 4.90' の点	漁場ア、イ、ウの位置に夜間識別可能な黄色の標識を設置しなければならない。(光達距離2キロメートル以上)		平成25年9月1日から 平成30年8月31日まで
区第3204号	第1種区画漁業	のり養殖業 わかめ養殖業 かき垂下式養殖業	9月1日から翌年5月31日まで 9月1日から翌年5月31日まで 1月1日から12月31日まで	宮城郡松島町 九ノ島地先	次の点ア、イ、ウ、エ、アの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 ア 緯度38° 21.02' , 経度141° 4.96' の点 イ 緯度38° 21.72' , 経度141° 4.79' の点 ウ 緯度38° 21.81' , 経度141° 5.44' の点 エ 緯度38° 21.48' , 経度141° 5.30' の点	漁場ア、イ、ウの位置に夜間識別可能な黄色の標識を設置しなければならない。(光達距離2キロメートル以上)		平成25年9月1日から 平成30年8月31日まで

区第3205号	第1種区画漁業	のり養殖業	9月1日から翌年 5月31日まで	宮城郡松島町 九ノ島地先	次の点ア、イ、ウ、エ、オ、カ、キ、ク、アの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 ア 緯度38° 22.18′, 経度141° 4.64′ の点 イ 緯度38° 22.33′, 経度141° 4.92′ の点 ウ 緯度38° 22.39′, 経度141° 5.07′ の点 エ 緯度38° 22.01′, 経度141° 5.49′ の点 オ 緯度38° 21.98′, 経度141° 5.28′ の点 カ 緯度38° 21.94′, 経度141° 5.17′ の点 キ 緯度38° 22.04′, 経度141° 4.93′ の点 ク 緯度38° 22.02′, 経度141° 4.68′ の点		平成25年9月1日から 平成30年8月31日まで
区第3206号	第1種区画漁業	かき垂下式養殖業	1月1日から12月 31日まで	宮城郡松島町 九ノ島地先	次の点ア、イ、ウ、エ、アの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 ア 緯度38° 22.49′, 経度141° 5.08′ の点 イ 緯度38° 22.56′, 経度141° 5.01′ の点 ウ 緯度38° 22.72′, 経度141° 5.33′ の点 エ 緯度38° 22.65′, 経度141° 5.41′ の点		平成25年9月1日から 平成30年8月31日まで
区第3207号	第1種区画漁業	のり養殖業 かき垂下式養殖業	9月1日から翌年 5月31日まで 1月1日から12月 31日まで	宮城郡松島町 手樽地先	次の点ア、イ、ウ、エ、オ、カ、アの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 ア 緯度38° 21.82′, 経度141° 5.57′ の点 イ 緯度38° 21.99′, 経度141° 5.62′ の点 ウ 緯度38° 22.41′, 経度141° 5.17′ の点 エ 緯度38° 22.61′, 経度141° 5.54′ の点 オ 緯度38° 22.35′, 経度141° 5.96′ の点 カ 緯度38° 22.10′, 経度141° 6.22′ の点		平成25年9月1日から 平成30年8月31日まで
区第3208号	第1種区画漁業	のり養殖業 わかめ養殖業 かき垂下式養殖業	9月1日から翌年 5月31日まで 9月1日から翌年 5月31日まで 1月1日から12月 31日まで	宮城郡松島町 手樽地先	次の点ア、イ、ウ、エ、オ、カ、キ、アの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 ア 緯度38° 21.77′, 経度141° 5.54′ の点 イ 緯度38° 21.97′, 経度141° 6.01′ の点 ウ 緯度38° 21.74′, 経度141° 5.92′ の点 エ 緯度38° 21.53′, 経度141° 5.81′ の点 オ 緯度38° 21.23′, 経度141° 5.58′ の点 カ 緯度38° 21.00′, 経度141° 5.08′ の点 キ 緯度38° 21.61′, 経度141° 5.49′ の点	漁場ア、オ、カの位置に夜間識別可能な黄色の標識を設置しなければならない。(光達距離2キロメートル以上)	平成25年9月1日から 平成30年8月31日まで
区第3209号	第1種区画漁業	のり養殖業 わかめ養殖業 かき垂下式養殖業	9月1日から翌年 5月31日まで 9月1日から翌年 5月31日まで 1月1日から12月 31日まで	宮城郡松島町 手樽地先	次の点ア、イ、ウ、エ、アの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 ア 緯度38° 20.83′, 経度141° 4.98′ の点 イ 緯度38° 20.85′, 経度141° 4.98′ の点 ウ 緯度38° 21.07′, 経度141° 5.49′ の点 エ 緯度38° 21.02′, 経度141° 5.47′ の点	漁場イ、ウの位置に夜間識別可能な黄色の標識を設置しなければならない。(光達距離2キロメートル以上)	平成25年9月1日から 平成30年8月31日まで
区第3210号	第1種区画漁業	のり養殖業 かき垂下式養殖業	9月1日から翌年 5月31日まで 1月1日から12月 31日まで	宮城郡松島町 名籠地先	次の点ア、イ、ウ、エ、オ、アの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 ア 緯度38° 21.06′, 経度141° 5.61′ の点 イ 緯度38° 21.11′, 経度141° 5.64′ の点 ウ 緯度38° 21.44′, 経度141° 6.35′ の点 エ 緯度38° 21.77′, 経度141° 7.07′ の点 オ 緯度38° 21.66′, 経度141° 7.18′ の点	漁場イ、ウ、エの位置に夜間識別可能な黄色の標識を設置しなければならない。(光達距離2キロメートル以上)	平成25年9月1日から 平成30年8月31日まで

区第3211号	第1種区画漁業	のり養殖業 かき垂下式養殖業	9月1日から翌年 5月31日まで 1月1日から12月 31日まで	宮城県松島町 手樽地先	次の点ア、イ、ウ、エ、オ、アの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 ア 緯度38° 21.30′ , 経度141° 5.76′ の点 イ 緯度38° 21.59′ , 経度141° 5.93′ の点 ウ 緯度38° 22.00′ , 経度141° 6.13′ の点 エ 緯度38° 22.06′ , 経度141° 6.26′ の点 オ 緯度38° 21.69′ , 経度141° 6.64′ の点	漁場ア、オの位置に夜間識別可能な黄色の標識を設置しなければならない。(光達距離2キロメートル以上)	松島町	平成25年9月1日から 平成30年8月31日まで
区第3212号	第1種区画漁業	のり養殖業 かき垂下式養殖業	9月1日から翌年 5月31日まで 1月1日から12月 31日まで	宮城県松島町 名籠地先	次の点ア、イ、ウ、エ、オ、カ、キ、ク、ケ、コ、サ、シ、ス、アの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 ア 緯度38° 22.64′ , 経度141° 7.09′ の点 イ 緯度38° 22.26′ , 経度141° 7.21′ の点 ウ 緯度38° 21.89′ , 経度141° 7.03′ の点 エ 緯度38° 21.71′ , 経度141° 6.67′ の点 オ 緯度38° 22.03′ , 経度141° 6.34′ の点 カ 緯度38° 22.11′ , 経度141° 6.47′ の点 キ 緯度38° 21.99′ , 経度141° 6.60′ の点 ク 緯度38° 22.38′ , 経度141° 6.96′ の点 ケ 緯度38° 22.37′ , 経度141° 7.09′ の点 コ 緯度38° 22.41′ , 経度141° 7.13′ の点 サ 緯度38° 22.67′ , 経度141° 6.96′ の点 シ 緯度38° 22.82′ , 経度141° 6.59′ の点 ス 緯度38° 22.94′ , 経度141° 6.61′ の点	漁場ウの位置に夜間識別可能な黄色の標識を設置しなければならない。(光達距離2キロメートル以上)		平成25年9月1日から 平成30年8月31日まで
区第3213号	第1種区画漁業	のり養殖業 かき垂下式養殖業	9月1日から翌年 5月31日まで 1月1日から12月 31日まで	宮城県松島町 名籠地先	次の点ア、イ、ウ、エ、アの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 ア 緯度38° 21.69′ , 経度141° 7.26′ の点 イ 緯度38° 21.81′ , 経度141° 7.16′ の点 ウ 緯度38° 21.94′ , 経度141° 7.45′ の点 エ 緯度38° 21.76′ , 経度141° 7.42′ の点	漁場イの位置に夜間識別可能な黄色の標識を設置しなければならない。(光達距離2キロメートル以上)		平成25年9月1日から 平成30年8月31日まで
区第3214号	第1種区画漁業	のり養殖業 かき垂下式養殖業	9月1日から翌年 5月31日まで 1月1日から12月 31日まで	宮城県松島町 名籠地先	次の点ア、イ、ウ、エ、オ、カ、キ、ク、アの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 ア 緯度38° 22.60′ , 経度141° 7.42′ の点 イ 緯度38° 22.39′ , 経度141° 7.37′ の点 ウ 緯度38° 22.37′ , 経度141° 7.47′ の点 エ 緯度38° 22.03′ , 経度141° 7.38′ の点 オ 緯度38° 21.91′ , 経度141° 7.09′ の点 カ 緯度38° 22.25′ , 経度141° 7.26′ の点 キ 緯度38° 22.66′ , 経度141° 7.13′ の点 ク 緯度38° 22.92′ , 経度141° 6.66′ の点			平成25年9月1日から 平成30年8月31日まで
区第3215号	第1種区画漁業	かき垂下式養殖業	1月1日から12月 31日まで	宮城県松島町 名籠地先	次の点ア、イ、ウ、エ、アの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 ア 緯度38° 22.27′ , 経度141° 6.57′ の点 イ 緯度38° 22.42′ , 経度141° 6.43′ の点 ウ 緯度38° 22.56′ , 経度141° 6.66′ の点 エ 緯度38° 22.41′ , 経度141° 6.80′ の点			平成25年9月1日から 平成30年8月31日まで



区第3216号	第1種区画漁業	かき垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで	宮城郡松島町 恵比須島 地先	次の点ア、イ、ウ、エ、オ、アの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 ア 緯度38° 21.32′ , 経度141° 3.90′ の点 イ 緯度38° 21.31′ , 経度141° 3.88′ の点 ウ 緯度38° 21.33′ , 経度141° 3.79′ の点 エ 緯度38° 21.39′ , 経度141° 3.76′ の点 オ 緯度38° 21.43′ , 経度141° 3.83′ の点		平成25年9月1日から 平成30年8月31日まで
区第3217号	第1種区画漁業	かき垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで	宮城郡松島町 恵比須島 地先	次の点ア、イ、ウ、エ、アの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 ア 緯度38° 21.18′ , 経度141° 3.98′ の点 イ 緯度38° 21.17′ , 経度141° 3.94′ の点 ウ 緯度38° 21.26′ , 経度141° 3.88′ の点 エ 緯度38° 21.27′ , 経度141° 3.92′ の点		平成25年9月1日から 平成30年8月31日まで
区第3301号	第1種区画漁業	のり養殖業	9月1日から翌年5月31日まで	宮城郡利府町 箕輪島地先	次の点ア、イ、ウ、エ、アの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 ア 緯度38° 20.82′ , 経度141° 3.77′ の点 イ 緯度38° 20.90′ , 経度141° 3.61′ の点 ウ 緯度38° 20.95′ , 経度141° 3.65′ の点 エ 緯度38° 20.87′ , 経度141° 3.81′ の点	塩釜市(浦戸を除く。), 利府町, 多賀城市	平成25年9月1日から 平成30年8月31日まで
区第3302号	第1種区画漁業	のり養殖業 かき垂下式養殖業 わかめ養殖業	9月1日から翌年5月31日まで 1月1日から12月31日まで 9月1日から翌年5月31日まで	宮城郡利府町 在城島地先	次の点ア、イ、ウ、エ、アの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 ア 緯度38° 20.47′ , 経度141° 4.26′ の点 イ 緯度38° 20.71′ , 経度141° 3.81′ の点 ウ 緯度38° 20.82′ , 経度141° 3.93′ の点 エ 緯度38° 20.64′ , 経度141° 4.28′ の点	漁場アの位置に夜間識別可能な緑色の標識を設置しなければならない。(光達距離2キロメートル以上)	平成25年9月1日から 平成30年8月31日まで
区第3303号	第1種区画漁業	のり養殖業	9月1日から翌年5月31日まで	宮城郡利府町 箕輪島地先	次の点ア、イ、ウ、エ、オ、カ、アの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 ア 緯度38° 20.58′ , 経度141° 3.24′ の点 イ 緯度38° 20.64′ , 経度141° 3.22′ の点 ウ 緯度38° 20.67′ , 経度141° 3.37′ の点 エ 緯度38° 20.72′ , 経度141° 3.37′ の点 オ 緯度38° 20.77′ , 経度141° 3.70′ の点 カ 緯度38° 20.67′ , 経度141° 3.74′ の点		平成25年9月1日から 平成30年8月31日まで
区第3304号	第1種区画漁業	のり養殖業	9月1日から翌年5月31日まで	宮城郡利府町 庵島地先	次の点ア、イ、ウ、エ、アの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 ア 緯度38° 20.55′ , 経度141° 2.99′ の点 イ 緯度38° 20.61′ , 経度141° 2.98′ の点 ウ 緯度38° 20.61′ , 経度141° 3.17′ の点 エ 緯度38° 20.56′ , 経度141° 3.17′ の点		平成25年9月1日から 平成30年8月31日まで

区第3305号	第1種区画漁業	のり養殖業	9月1日から翌年 5月31日まで	宮城郡利府町 浜田地先	次の点ア、イ、ウ、エ、オ、アの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 ア 緯度38° 20.58′, 経度141° 2.75′ の点 イ 緯度38° 20.73′, 経度141° 2.68′ の点 ウ 緯度38° 20.79′, 経度141° 2.79′ の点 エ 緯度38° 20.72′, 経度141° 2.93′ の点 オ 緯度38° 20.58′, 経度141° 2.92′ の点	平成25年9月1日から 平成30年8月31日まで
区第3306号	第1種区画漁業	のり養殖業	9月1日から翌年 5月31日まで	宮城郡利府町 浜田地先	次の点ア、イ、ウ、エ、アの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 ア 緯度38° 20.78′, 経度141° 2.64′ の点 イ 緯度38° 20.88′, 経度141° 2.59′ の点 ウ 緯度38° 20.90′, 経度141° 2.64′ の点 エ 緯度38° 20.81′, 経度141° 2.73′ の点	平成25年9月1日から 平成30年8月31日まで
区第3307号	第1種区画漁業	のり養殖業	9月1日から翌年 5月31日まで	塩釜市越ノ浦 地先	次の点ア、イ、ウ、エ、アの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 ア 緯度38° 20.48′, 経度141° 2.36′ の点 イ 緯度38° 20.56′, 経度141° 2.29′ の点 ウ 緯度38° 20.74′, 経度141° 2.61′ の点 エ 緯度38° 20.65′, 経度141° 2.67′ の点	平成25年9月1日から 平成30年8月31日まで
区第3308号	第1種区画漁業	のり養殖業	9月1日から翌年 5月31日まで	塩釜市越ノ浦 地先	次の点ア、イ、ウ、エ、アの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 ア 緯度38° 20.48′, 経度141° 2.69′ の点 イ 緯度38° 20.51′, 経度141° 2.66′ の点 ウ 緯度38° 20.58′, 経度141° 2.74′ の点 エ 緯度38° 20.55′, 経度141° 2.78′ の点	平成25年9月1日から 平成30年8月31日まで
区第3309号	第1種区画漁業	のり養殖業	9月1日から翌年 5月31日まで	塩釜市越ノ浦 地先	次の点ア、イ、ウ、エ、オ、カ、キ、アの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 ア 緯度38° 20.42′, 経度141° 2.73′ の点 イ 緯度38° 20.48′, 経度141° 2.71′ の点 ウ 緯度38° 20.52′, 経度141° 2.77′ の点 エ 緯度38° 20.53′, 経度141° 2.90′ の点 オ 緯度38° 20.45′, 経度141° 2.92′ の点 カ 緯度38° 20.47′, 経度141° 2.85′ の点 キ 緯度38° 20.44′, 経度141° 2.83′ の点	平成25年9月1日から 平成30年8月31日まで
区第3310号	第1種区画漁業	のり養殖業	9月1日から翌年 5月31日まで	塩釜市越ノ浦 地先	次の点ア、イ、ウ、エ、オ、カ、アの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 ア 緯度38° 20.33′, 経度141° 2.88′ の点 イ 緯度38° 20.33′, 経度141° 2.85′ の点 ウ 緯度38° 20.37′, 経度141° 2.84′ の点 エ 緯度38° 20.44′, 経度141° 2.95′ の点 オ 緯度38° 20.41′, 経度141° 2.98′ の点 カ 緯度38° 20.37′, 経度141° 2.88′ の点	平成25年9月1日から 平成30年8月31日まで